

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(市町村)

(H28補正分)

都道府県名	奈良県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
28	五條市	阪合部	地区及び経営体の成果目標「農業の6次産業化」については達成しているが、「売上高の拡大」については達成できなかった。令和元年度に引き続き令和2年度も専門家の派遣を行い、販売面での指導を受けている。令和3年度についても専門家の派遣を行い、目標達成に向けた指導を行う。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

担い手確保・経営強化支援事業達成状況報告書(市町村)

都道府県名	奈良県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容
R元年度	山添村	遅瀬、春日、西波多、月ヶ瀬桃香野、月ヶ瀬尾山・長引、月ヶ瀬嵩・月瀬	「経営面積の拡大」については、達成しているが、「付加価値額の拡大」については2年度目未達成となった。 付加価値額については、1年度目に最終年度目標を達成したものの、2年度目は新型コロナウイルスの影響により茶の市況が大幅に下落し年度目標を大きく下回る結果となった。目標年度である今年度は茶の市況が一昨年並となる予想であり、目標を達成できる見込みである。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標が達成している地区の場合は「－」を記入する。
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。